

吸収合併に係る事前開示書面

(存続会社／会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書類)

(消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書類)

(簡易吸収合併)

2024 年 12 月 18 日

株式会社アダストリア

株式会社トゥデイズスペシャル

2024 年 12 月 18 日

吸収合併に係る事前開示書面

茨城県水戸市泉町三丁目 1 番 27 号
株式会社アダストリア
代表取締役 福田三千男

東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号渋谷ヒカリエ 29 階
株式会社トゥデイズスペシャル
代表取締役 中塚 基宏

株式会社アダストリア（以下「甲」という。）及び株式会社トゥデイズスペシャル（以下「乙」という。）は、2024 年 12 月 18 日、それぞれ取締役会の決議を経て、両者の吸収合併（以下「本合併」という。）に係る合併契約書を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示事項を下記のとおり記載し、本書面を備え置くことといたします。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、存続会社である甲においては会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併、消滅会社である乙においては同法第 784 条第 1 項に規定する略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

2024 年 12 月 18 日付で甲乙間で締結した合併契約の内容は別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併に際し、株式その他金銭等の合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

（ア）吸収合併存続会社である甲の最終事業年度に係る計算書類等の内容

甲は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」によりご覧いただけます。なお、甲は、

最終事業年度の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(イ) 吸収合併消滅会社である乙の最終事業年度に係る計算書類等の内容

乙については、確定した最終事業年度はございません。なお、乙の成立の日における貸借対照表は以下のとおりです。

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
現金及び預金	1 百万円	資本金	1 百万円
資産合計	1 百万円	負債・純資産合計	1 百万円

また、乙は、成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込に関する事項

本合併効力発生後の甲の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併後の甲の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における甲の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙 1

合併契約書

株式会社アダストリア（以下「甲」という。）と株式会社トゥデイズスペシャル（以下「乙」という。）は、次のとおり合併に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の資産、負債及び権利義務の全てを承継して存続し、乙は解散する。

第2条（本合併に際して発行する株式）

乙は甲の完全子会社であるため、甲は、本合併に際して株式その他の金銭等の交付を行わない。

第3条（増加すべき資本金及び準備金）

本合併により、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本合併がその効力を発生する日（以下、「効力発生日」という。）は 2025 年 3 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第5条（会社財産の引継）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

第6条（会社財産の管理義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第7条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日までに、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の手続きを阻害する重大な事態が生じたときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条（本契約に定めない事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書を1通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

2024年12月18日

甲：茨城県水戸市泉町3丁目1番27号
株式会社アダストリア
代表取締役 福田三千男

乙：東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号渋谷ヒカリエ29階
株式会社トゥデイズスペシャル
代表取締役 中塚 基宏